

## 顧問先各位

&lt; ご一読推薦者 &gt;

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> | 経営者   |
| <input type="checkbox"/> | 経理担当者 |
| <input type="checkbox"/> | 従業員   |

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 仮想通貨と税金

「仮想通貨」とはインターネット上（バーチャル上）でやり取りされる、通貨の様な機能を持つ電子マネーのことで、モノやサービスの対価として支払うことができます。世界的には「ビットコイン」が有名ですが、現在おおよそ 1,000 種類ほどの仮想通貨があるといわれています。

日本でも 2016 年に成立した「改正資金決済法」により、仮想通貨交換業について法律で規制されるようになったほか、これまで「資産（モノ）」として消費税の課税対象だったものが仮想通貨はモノでなく貨幣であると認められたため、平成 29 年度の税制改正で資金決済に関する仮想通貨（法律第 2 条第 5 項に規定）の譲渡は「非課税」ということが決定しました。ただし、対象となるのは金融庁・財務局へ登録している仮想通貨交換業者との取引に限ります。（対象となる仮想通貨も登録されたものに限ります。）

また、仮想通貨の「使用」で発生した利益（所得）は課税対象となるとの見解も国税庁より発信されております。具体的には、下記をご覧ください。

### ○所得税、法人税の課税対象

仮想通貨の「使用」で発生した利益（所得）は以下のとおりに分類されます。

#### 【個人】

事業所得……事業として仮想通貨の売買をしている場合に該当

雑所得……事業所得に該当しない場合は自動的に雑所得に該当

#### 【法人】

利益、損失……仮想通貨の売買をしている場合に該当

### ○課税となるタイミング

現時点で「使用」に該当する仮想通貨の取引パターンは次のとおりです。

#### 1. 円→仮想通貨

まだ利益は発生していないため、課税とはなりません。

#### 2. 仮想通貨→モノ（仮想通貨での購買）

例えば 1,000 円で購入したビットコイン（仮に 0.1BTC とします）が 2,000 円に値上がりし、その 0.1BTC で消耗品を買った場合、2,000 円 - 1,000 円 = 1,000 円が利益となります。

#### 3. 仮想通貨→円（仮想通貨の売買）

例えば 1,000 円で購入したビットコイン（仮に 0.1BTC とします）を円にて売却し、その 0.1BTC の売却額が 5,000 円だった場合、5,000 円 - 1,000 円 = 4,000 円が利益となります。

#### 4. 仮想通貨→仮想通貨(仮想通貨同士の売買)

例えば1,000円で購入したビットコイン(仮に0.1BTCとします)を1XEM(時価10,000円)に交換した場合、 $10,000\text{円} - 1,000\text{円} = 9,000\text{円}$ が利益となります。

#### ○申告が必要となるのは

給与所得者の場合、給与収入以外の所得が年間20万円を超える場合は、確定申告が必要となります。また、個人事業主など給与所得者ではない場合は、上記には当てはまらず、確定申告が必要となる場合があります。

ここでいう所得には、仮想通貨で得た利益も含まれますので、仮想通貨取引を行っている場合に得た利益が上記に当てはまる場合は確定申告が必要となります。

法人の場合は、全ての利益、損失に対し、申告が必要となります。

上記は国税局HP上の見解であり、現時点では税法上で確定したわけではありませんので、その点ご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までご連絡ください。